

## 下限面積（別段の面積）の設定について

農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）については、その必要に関し、毎年検討することが望ましいとされていることから、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

### [方針]

農地法施行規則第17条第2項を適用し、町内全域における下限面積（別段の面積）30アールの変更は行わない。

### [理由]

農地の遊休化が強く懸念されていることから、新規就農者等（受け手）の参入促進を図るため、下限面積を引き続き30アールとし、遊休農地の発生防止につなげる必要があるため。